

平成29年12月4日

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岸 堅 士
同 土 居 幸 徳
同 小 林 寿 雄
同 小 川 信 幸

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

所管局・課	団 体 名	監査対象事務等	支出金額
保健福祉局 高齢者福祉課	一般社団法人 岡山市 老人クラブ連合会	平成28年度 岡山市老人クラブ連合会 補助金	7,324,707円

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

平成29年9月1日から平成29年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

平成29年9、10月に実施した財政援助団体監査に伴い、所管課の平成28年度の事務が、法令等にのっとり、適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

平成28年度における財政援助に係る補助金の執行事務等について、関係書類等を監査した結果、補助金は交付目的に即した事務事業遂行のため執行されているものと認められ、事務処理については、今後の処理方法について指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。